平成２６年（フ）第３９０号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目２番３号　ドミール橘503、従前の住所神戸市北区唐櫃台２丁目24番８―305号
債務者　肥塚　里香（旧姓郷原）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０５号
神戸市中央区野崎通３丁目１番９―102号
債務者　桝村　則義
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８号
和歌山県新宮市王子町３丁目10番１号　松の木ハウス８号
債務者　辻野　雄二
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第４０号
鳥取県米子市三本松４丁目４番12号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎４丁目７番14号
債務者　岡野　　裕
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字木月1164番地２コーポ丸和Ｂ―２
債務者　堀江　リエ
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１３１号
宮崎市大字細江4416番地３
債務者　日高　美保
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４４号
宮崎市恒久南３丁目９番地５　鶴田第一アパート205号
債務者　西原　正之
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４５号
宮崎市恒久南３丁目９番地５　鶴田第一アパート205号
債務者　西原　京子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５１号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1390番地５　清瀬ハイツ３号、前住所宮崎県児湯郡川南町大字平田3175番地６
債務者　石田　喜宏
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０３号
鹿児島県奄美市名瀬春日町７番１―24号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目16番６号　ロワールＫ201号
債務者　松澤かし子（申立時の姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８号
長野県岡谷市川岸中３丁目５番10号
債務者　小池　留美
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３７号
長野県下伊那郡松川町元大島3000番地１
債務者　中川　弘哉
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２１号
兵庫県宍粟市山崎町中比地７番地15　202号
債務者　石田　卓也
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２７号
高知県四万十市古津賀3760番地　Ｂ―３
債務者　岡　　弘美
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２９号
高知県四万十市板ノ川1104番地２
債務者　清原　一人
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１１８号
佐賀県小城市芦刈町道免39番地４
債務者　林　恵一郎
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係